

板橋区公共基準点の保全について

板橋区では、測量法に基づき「東京都板橋区公共基準点使用事務取扱要綱」及び「東京都板橋区公共基準点管理保全要綱」を定めています。

工事等を施工するにあたり、基準点に支障をきたすおそれがある場合は、これら要綱に基づく手続きが必要となります。

また、公共基準点は毎年増加しておりますので、その都度窓口でご確認ください。

なお、要綱並びに必要な申請様式については、添付ファイルをご利用ください。

【手続きの概要】

① 事前相談

窓口にて公共基準点の有無確認し、②又は③の申請が必要であるか確認してください。

相談の際に、必要な資料

- ・工事範囲及び掘削深さが確認できる図面
- ・既に確認されている、現地表示物の写真 etc

事前相談者は、工事を計画する発注者等の方になります。

事前相談が済みましたら、資料に事前相談の結果を記載しコピー後、返却いたします。

② 公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合

板橋区公共基準点使用承認申請書兼承認書	(使用事務取扱要綱)	別記様式第1号)
公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書	(管理保全要綱)	別記様式第6号)
公共基準点設置工事しゅん工報告書	(管理保全要綱)	別記様式第12号)

③ 公共基準点の付近で、効用に支障をきたすおそれのある工事を行う場合

板橋区公共基準点使用承認申請書兼承認書	(使用事務取扱要綱)	別記様式第1号)
公共基準点付近での工事施工届出書	(管理保全要綱)	別記様式第1号)
公共基準点付近での工事しゅん工報告書	(管理保全要綱)	別記様式第3号)

効用に支障をきたすおそれのある工事とは？

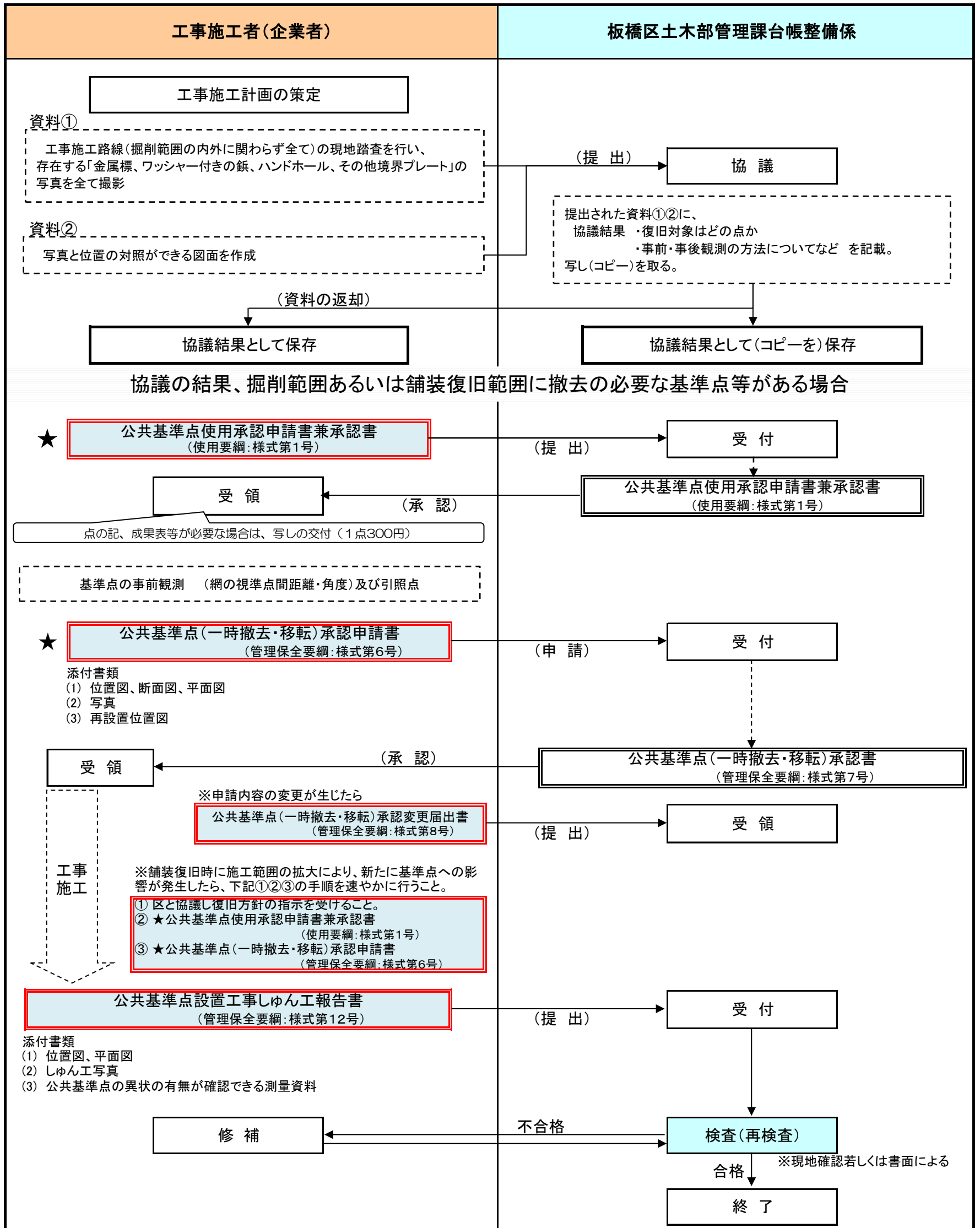
- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと区長が判断する工事等

※手続きの詳細は、次項のフロー図を参考にしてください。

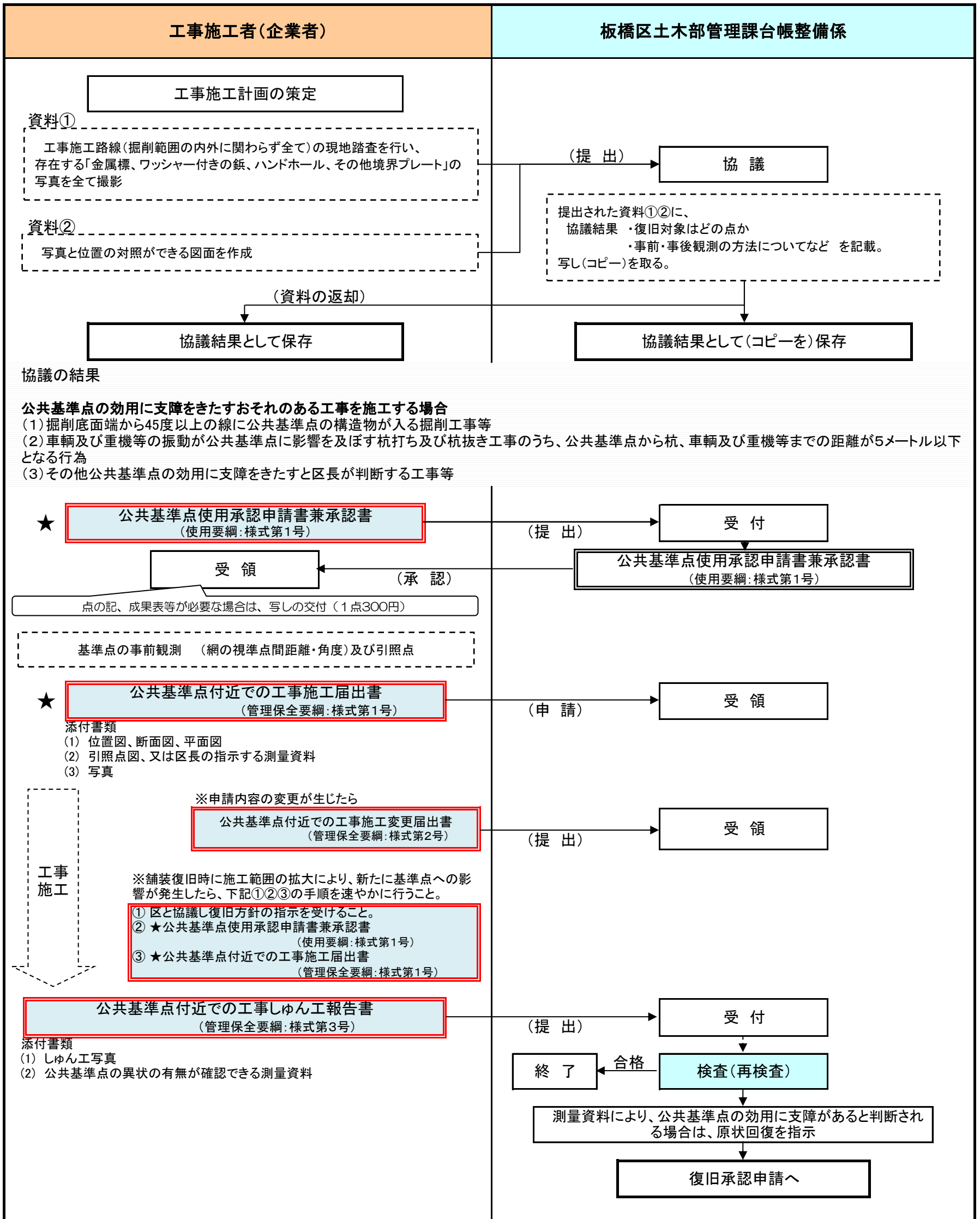
● 境界プレート(鋳を含む)の保全について

境界プレート(鋳を含む)は、官民境界を示す「板橋区」や「地籍」と刻印されたものや、民間境界を示す矢印のみのものなどがあり、その材質・形状や所有者も様々です。これについては、公共基準点ではない為、保全規定や申請用紙はございませんが、いずれも区民の財産を示す大切なものであり、土地所有者等が費用をかけて設置している場合もあります。ついては、工事により撤去等が必要な場合には、区窓口で協議するとともに、土地所有者の方へも説明を行い保全方法等の確認をしていただき、トラブルの原因とならないよう注意してください。

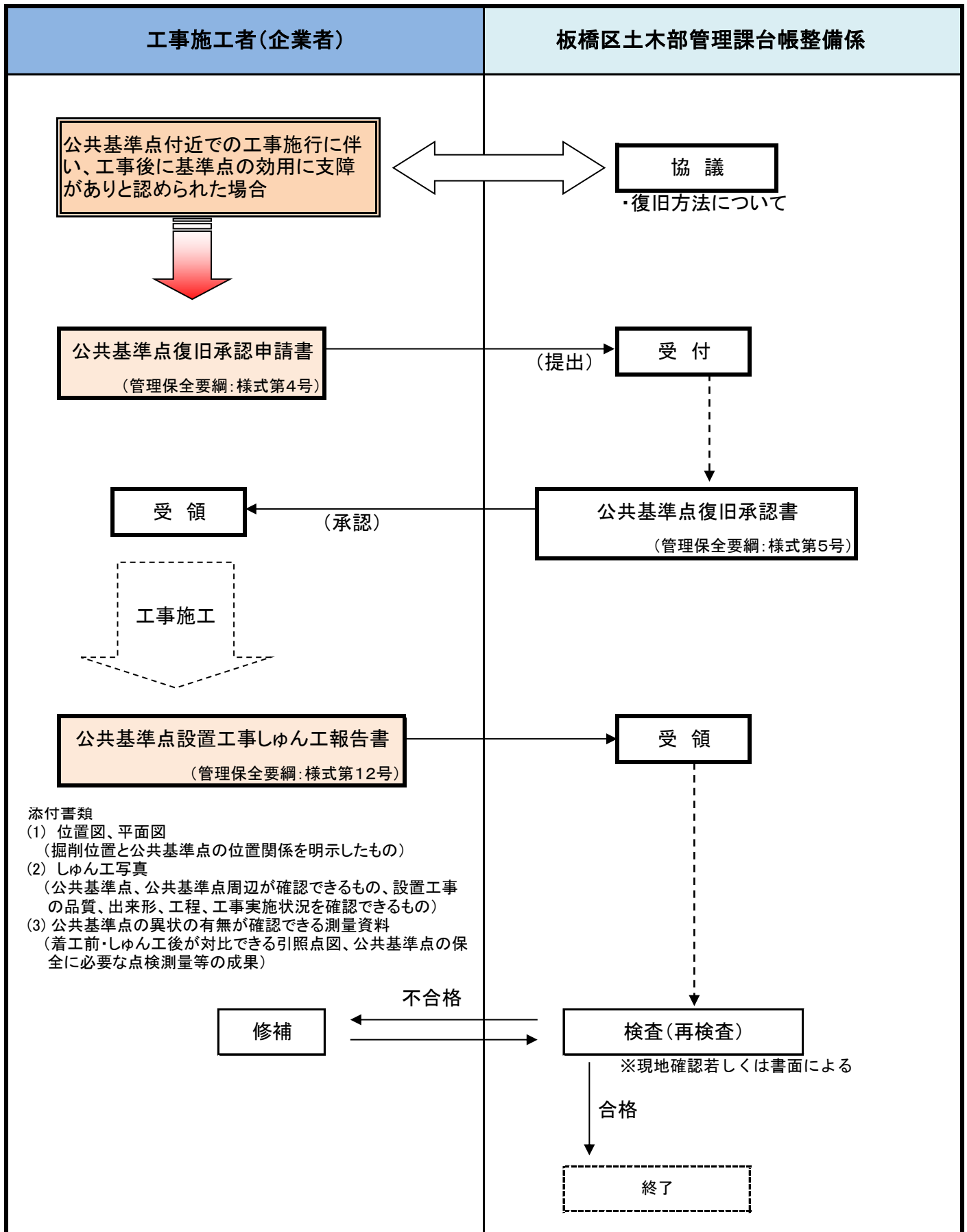
工事により基準点等の一時撤去・移転がある場合
公共基準点(一時撤去・移転)承認申請



基準点等付近で工事を行う場合
公共基準点付近での工事施工届出



公共基準点付近での工事施行に伴い、工事後に基準点の効用に支障があると認められた場合
(公共基準点復旧承認申請)



- 添付書類
- (1) 位置図、平面図
(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) しゅん工写真
(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を確認できるもの)
 - (3) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料
(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)